

- 経済産業省は、ガス小売事業等の登録申請を受け付けた場合、需要家のガスの需要に応ずるために必要な供給能力の確保等の観点から審査(下図※1)を行うとともに、委員会の意見を聴取する。
 - 意見聴取があった場合、委員会は「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当しないかを審査(下図※2)する。経済産業大臣は、委員会の意見を聴取した上で、登録の可否を判断し、登録をしたときは申請者への通知を行う。
 - なお、ガス小売事業等の登録については、本省(大手4社及び経済局をまたがって事業を行う者)及び各経済産業局(本省所管以外)において審査を行う。
- (※)なお、申請書の受理から登録までの標準処理期間は1月である。

